

海外経済要録

国際機関

◇世銀、貸出金利を引上げ

世界銀行(IBRD)は8月1日、新規貸付分につき貸付金利を7.25%から8.0%に引き上げ、即日実施する旨を発表した。

なお今回の引上げは、46年8月に7.0%から7.25%に引き上げられて以来3年ぶりの措置であり、国際的高金利を映じた資金調達コスト(注)の上昇に対処したものとされている。

(注) 世銀債の金利は、たとえば昨年7月発行リビア向け7.625%(期間10年)、本年6月発行サウジ・アラビア向け8.0%(同)と、このところ貸出金利を上回っていた。

米州諸国

◇米国、賃金・物価安定委員会を設置

フォード大統領は8月24日、賃金・物価安定委員会(Council on Wage and Price Stability)の設置を内容とする法案に署名した。

賃金・物価安定委員会は、大統領の指名による8名の委員(注)と4名の補佐委員によって構成され、賃金・物価動向を監視し、インフレ促進的な動きをけん制しようとするものであるが、強制的権限は与えられていない。なお、同委員会の設置は75年8月15日までの時限立法によるものである。

(注) ラッシュ大統領経済顧問、サイモン財務長官、バッツ農務長官、デント商務長官、ブレナン労働長官、アッシュ行政管理予算局長、ナウアー消費問題担当大統領特別顧問、アームストロング大統領法律顧問。

◇米国、国内最高首脳会議の開催を決定

フォード大統領は8月12日の就任演説において、マンズフィールド民主党議員が提案していた国内最高首脳会議(summit meeting)を開催しインフレ対策に国内の総意を結集する方針を表明した。同会議は政府経済スタッフ、議員、産業界、労働界および農業界の代表をもって構成され大統領が議長を勤めることとされており、第1回会議は9月27、28日(ワシントン)に予定されている。会議の目的は次のとおりである。

- (1) 経済情勢の現状分析
- (2) インフレ原因の究明

- (3) インフレ対策の基本方針に関する合意の形成
- (4) 新たな現実的なインフレ対策の検討
- (5) 緊急対策を要する分野の明確化

◇米国、民間金保有の自由化を決定

フォード大統領は8月14日、米国民の金保有自由化を認める法案に署名した。同法案は国際開発協会(IDA)への15億ドルの出資増額を認めるIDA出資法案の付加条項として提出されていたものである。

これにより、米国民は75年1月1日以降は自由に金を保有・売買することができるが、それ以前でも大統領が適当と判断してその旨議会に報告すれば、その日から自由化できる権限が大統領に付与されている。なお、米国民による金の保有・売買が自由に認められるのは1933年以來のことである。

欧州諸国

◇英蘭銀行、金融機関に対する監督機能を拡充強化

1. 英蘭銀行は7月18日、銀行監督機能の拡充強化を図る趣旨から営業局内に従来割引課(Discount Office)を改組する形で新たに銀行業務監督室(Banking Supervision Division)を新設、さらに8月20日には徴求資料および対象金融機関の範囲拡大を内容とする次のような措置を発表した。

- (1) 徴求資料……従来からの徴求資料に加え、ポンド建預貸金の満期構成、関連会社との取引の明細、準備金、スタンド・バイ・ファシリティ等に関する資料を新たに定期的に徴求する。
- (2) 対象機関……従来から対象となっていたUK authorized banksのほか、その他いっさいの預金受入金融機関(Companies Act 123条により設立されたいわゆる fringe banks等)にまで拡大。ただし、外国銀行の支店については新規資料提出義務は免除(注)。

(注) 外国銀行の出資にかかる現地法人については免除規定の適用はなく、日本の場合にはJIB(日本国際投資銀行)およびAJB(国際合同銀行)両行が今回措置の対象となる。

- (3) 実施時期……本年9月計数の報告から実施。
2. 上記措置につき英蘭銀行では、「最近における銀行数の増加、中小金融機関の破たんなどにかんがみとられたもの」と説明している。

◇英国政府、国民貯蓄制度への物価スライド制導入を発表

1. 英国政府は8月6日、インフレーションによる預貯

金の目減り対策として国民貯蓄制度への物価スライド制導入を発表した。その概要は次のとおり。

- (1) 物価スライド条項付き貯蓄国債の新規発行
 - イ. 対象……老齢年金生活者(男65歳以上、女60歳以上)
 - ロ. 購入限度……500ポンド(最低10ポンド)
 - ハ. 期間……5年(期限前償還請求も可能。ただし、その場合は事前通知が必要)
 - ニ. 物価スライドの方法……債券購入から1年経過後、定期的に小売物価指数の上昇率に応じ額面を調整する。
 - ホ. その他……債券を満期まで保有した場合には、一定額のボーナスを支給する(非課税扱い)。
 - (2) 物価スライド条項付き契約貯蓄(Save As You Earn)制度の新設
 - イ. 対象……満16歳以上の個人
 - ロ. 積立限度……毎月20ポンド
 - ハ. 積立期間……5年
 - ニ. 物価スライドの方法……積立期間満了時に毎月の積立額を小売物価指数の上昇率に応じて調整。
 - ホ. その他……積立期間満了後さらに2年間積立金を据え置き場合には、一定額のボーナスを支給(非課税扱い)。なお、据置き期間中も、積立額は小売物価指数の上昇率に応じて調整される。
2. 本措置は、昨年6月のPage委員会の勧告(48年9月号「要録」参照)に沿ったものであり、かかる物価条項を織り込んだ貯蓄対策は英国でははじめての試みであるだけに注目を集めている。なお、政府筋では本措置の実施は9～12か月後としており、ボーナスの額等細部については今後の検討にゆだねられている。

◇英国政府、富裕税構想を発表

1. 英国政府は8月8日、富裕税(Wealth Tax)創設に関する青書を発表した。同青書のおもな内容は次のとおり。
 - (1) 個人を対象とし、その純資産額が10万ポンドを上回る場合に、その超過分に対し1パーセント以上5パーセントまでの累進税率を課する。
 - (2) 総成人人口の1パーセント弱が対象となるものと見込まれ、これによる税収は、累進税率の適用のしかたにより200～425百万ポンド程度となる。
 - (3) 1976年度導入、翌年度実施を目標に、下院に特別委員会を設置して検討する。
2. 本構想は、所得の再配分(redistribution of income)にあわせて蓄積された富の再配分(redistribution of

wealth)を図ることをねらいとしたもので、主要企業の国有化構想とともに労働党の基本綱領の一つを構成している。しかし、投資収益税等の税制との調整などむずかしい問題もあるだけに、その成立についてはこれを疑問視する向きも少なくない。

◇英国政府、産業国有化問題に関する白書を発表

1. 英国産業省は8月15日、「英国産業の再生」(The Regeneration of British Industry)と題する白書を発表、本構想に沿って今後所要の立法措置をとる方針を明らかにした。同白書のおもな内容は次のとおり。
 - (1) 企業経営計画への政府関与の強化

政府は、大手製造業、既往国有化企業および公共企業体等との間に計画協定(Planning Agreements)を締結、各企業から向こう3年間の投資、雇用、販売価格、輸出入取引に関する計画を徴求して企業の経営計画を国家目的に沿う方向へ誘導する。なお、本制度具体化の手順、対象産業などについては労使双方と早急に話し合いを行う。
 - (2) 国家企業公社(National Enterprise Board)の設置

新たに国家企業公社を設置する(政府が全額出資)。同公社は、民間企業株式の取得、設備投資資金の貸付、必要な分野における官民共同体の設立等を促進し、長期安定的投資、資源配分の適正化を図る。なお、民間企業の株式取得については、たとえば容認しがたい外国資本の支配に置かれる危険のあるものや当該産業の競争促進上必要なものなどの基準を設け、すべて当該企業との合意のもとにこれを実施する(強制的な企業接収が必要な場合には議会承認を経て実施する)。
2. 本白書は、国有化(nationalization)という表現を避けるなどかなり moderate な内容となっているが、産業界には「多分に総選挙を意識したもので、われわれの不安はなんら取り除かれない」(英国産業連盟)との批判的な見方が多い。

◇ブンデスバンク、最低準備率を引下げ

1. ブンデスバンクは8月16日の定例中央銀行理事会(フリーデリクス経済相出席)において、国内債務に対する準備率を現行水準比10%引き下げ、9月1日から実施する旨決定、発表した。
2. 本件に関するブンデスバンクのコミuniqueによれば、「本措置は最近の外貨流出等による流動性の減少および9月に予想される季節的な流動性不足に対処するため、これによる準備預金の積立軽減額は約47.5億マル

西ドイツの最低準備率

(9月1日以降、単位・%)

金融機関の規模		当座性債務		定期性債務	貯蓄預金		
		I	II		I	II	
残高準備率	対象債務10億マルク以上	17.19 〔19.1〕 (35)	13.23 〔14.7〕 (35)	14.93 〔13.25〕 (30)	7.92 〔 8.8〕 (25)	6.62 〔 7.35〕 (25)	
	同 1 億マルク以上10億マルク未満	15.89 〔17.65〕 (35)	11.93 〔13.25〕 (35)	10.58 〔11.75〕 (35)			
	同 1 千万マルク以上1億マルク未満	14.58 〔16.2〕 (35)	10.58 〔11.75〕 (35)	9.27 〔10.3〕 (30)			
	同 1 千万マルク未満	13.23 〔14.7〕 (35)	9.27 〔10.3〕 (35)	7.92 〔 8.8〕 (30)			
増加額準備率		対非居住者債務に対してのみ適用されるが、74年1月以降停止されている。					

- (注) 1. []内は対国内債務旧レート、()内は対非居住者債務現行適用率。
 2. 「当座性債務」、「貯蓄預金」のI、IIは次の区分による。
 I……ブンデスバンクの支店、出張所所在地の金融機関。
 II……その他の地域の金融機関。
 3. ブンデスバンクの発表文に基づき日本銀行調査局において試算。

クである」としており、またエミンガー副総裁も記者会見において「景気政策についてはまだその基本線を転換すべき時期ではない」と述べている。

◇ブンデスバンク、ロンバード貸付の実施期限再延長を決定

1. ブンデスバンクは8月29日の中央銀行定例理事会(アペル蔵相、ペール大蔵次官同席)において、8月末までの期限付きで実施中のロンバード貸付(7月号、8月号「要録」参照)を現行利率(年9%)据置きのうち別段の通知あるまでの間(bis auf weiteres)さらに延長して実施する旨決定、発表した。
2. 本措置は、9月の大納税期入りに伴い市中の大幅な資金不足発生が予想されることに対処したもので、引締めの基本路線は引き続き維持されているとみられている。

◇西ドイツ、外貨ポジション規制を実施

1. 西ドイツ連邦銀行監督局は8月30日、外貨ポジションに関する規制を10月1日から次のとおり実施する旨発表した。
 (1) 金融機関の外貨オープン・ポジションの総額を自己

- 資本の30%以内に制限する。
 (2) 1暦月および半暦年以内に満期の到来する外貨建債権、債務の差額をそれぞれ自己資本の40%以内に制限する。
 (3) 上記算定にあたっては、外国銀行券および硬貨はこれを算入しない扱いとする。
 (4) 本規制は、信用制度法第10条および第11条に基づく金融機関の自己資本と流動性に関する準則の改正により行う。
 2. 本件は、ヘルシュタット銀行破たんを機に同監督局がフロート下における金融機関の為替リスク増大に対処するためブンデスバンクとの間で検討してきたものであり、金融機関側の意向も取り入れて上記のように決定された。

◇西ドイツ、小規模銀行3行の破たん表面化

西ドイツでは、ヘルシュタット銀行破たんをきっかけとして金融市場には不安心理が台頭しているが、そうした中で8月中には次の3行が経営破たんを表面化した。

銀行名	総資産	原因等
Bankhaus Bass and Herz (フランクフルト所在)	120百万マルク	預金引出しによる資金繰り難と取引先(鉱山会社)の破たん(8月12日営業免許返上)
Bankhaus Wolff K. G. (ハンブルク所在)	80百万マルク	預金引出しによる資金繰り難(8月23日営業免許返上)
Frankfurter Handelsbank AG (フランクフルト所在)	14百万マルク	同上(8月27日営業免許返上)

◇フランス銀行、引締め政策の一部を弾力化

1. フランス銀行は8月6日、貸出準備率高率適用制度にかかる基準残高増加率を9月末についても前年同月比+13%に据え置く(5月以降不変)とともに、準備預金制度の一部手直しを行う旨発表、さらにその後輸出促進の

ための設備投資金融円滑化措置を決定した。

準備預金制度手直し措置等の概要は次のとおり。

(1) 準備預金制度の手直し

- イ. 短期輸出信用を貸出準備率高率適用制度にかかる対象貸出の別枠とし、8、9月の増加率を前年同月比+19%とする(本措置による貸出増加額は約8億フラン)。
- ロ. 預金準備率のうち、定期性預金に対する準備率を6%から4%に引き下げる(7月31日以降実施、本措置による金融機関の資金負担軽減額は30億フラン強)。

(2) 輸出促進のための設備投資金融円滑化措置

- イ. 銀行等民間金融機関が行う輸出促進につながる中期設備投資貸出について、一定要件を満たす場合は貸出準備率制度の対象貸出から除外する(貸出枠20億フラン。本措置は、政府系金融機関が同趣旨の長期設備投資貸出を20億フラン拡充したことに対応して採られたもの)。
- ロ. 運用基準は次のとおり。

(イ) 対象資金…企業の生産、輸出能力の拡大に直接結びつき、かつエネルギー節約にも資するプロジェクトにかかわる中期設備資金で、同趣旨の長期資金に付随するもの。

(ロ) 貸出限度額…当該設備投資額(税控除後)の70%相当額まで。

(ハ) 貸出期間…7年

(ニ) 対象企業…企業の総売上げ高に占める輸出の割合が、当該貸出実行後4営業年度の間に、直近実績比最低5%ポイント増大し(注)、その後貸出期限到来までの間は最低限同水準を維持すること。

(注) ただし、同期間中に総売上げ高、輸出の双方が増加する場合に限る。また、直近の輸出比率の実績が異常に低い(あるいは高い)場合には、最近3年間の平均を基準とする。

2. フランス銀行によれば、今次措置の目的は「金融引締め長期化ないし強化に伴う摩擦を回避すると同時に、輸出振興、貯蓄優遇という要請をも満たすことにある」としており、とくに中小企業の資金繰りひっ迫に配慮したものともみられている(「国別動向」参照)。

◇フランス、直接投資規制を緩和

政府は8月17日、非居住者のフランス向け直接投資規制の緩和を発表し、一定額までの取引を政府の事前承認なしに認めることとした。

本措置の概要は次のとおり。

- (1) 非居住者による増資に対する応募、貸付、保証の実

行については、国内企業1社につき年間2百万フランまでは事前承認を必要としない。ただし、増資に対する応募は当該企業への非居住者の資本参加がすでに認められており、かつ非居住者の出資比率が上昇しない場合に限る。

- (2) 小売店、飲食店等の取得あるいは新設については、所要投資額が1百万フランまでの場合は事前承認を必要としない。

◇イタリア、輸入保証金制度を強化

イタリア貿易省は8月21日、輸入保証金制度の対象から除外する小額輸入の限度額を従来の100万リラ未満から50万リラ未満に引き下げて同制度を強化することとし、8月1日にそ及して実施した。

本措置は、7月22日以降EC域内からの農産物輸入が保証金制度の対象から除外されたことにより、その輸入抑制効果が減殺されるとの判断からこれをカバーするためにとられた措置である。

◇オーストリア、先物為替報告義務を復活

1. オーストリア国民銀行は、金融機関代表者と協議のうえ、昨年末をもって廃止していた先物外国為替取引に関する報告義務を復活することを決定した。

報告を要する先は外国為替取引を行っているすべての金融機関で、直物および先物の売為替および買為替の月末残高および取引内容につき月ごとに報告させる扱いとし、8月末分から実施された。

2. 本件に関しオーストリア国民銀行では、「本件報告は、従来あまり利用されていなかったため金融機関の事務負担軽減の趣旨からいったん廃止したものであるが、最近の国際金融情勢、とくにヘルシュタット銀行破たん後の為替・ユーロ市場の動揺や各国の対応措置実施にかんがみ、オーストリアとしても金融機関の外国為替取引への監視を強化することが必要と考えられたので再開することとしたものである。オーストリアの銀行は従来のしほりからみて、投機に走り外国為替取引面から危機に陥る可能性はほとんどないとみているが、国民銀行としてはさしあたり本報告に基づき外国為替取引の volume や open position の金額が自己資本に比べどの程度に上っているかを把握し、過大とみられる先については適宜個別に contact をとり、その抑制方を指導していく方針である」としている。

◇スイス国民銀行、貯蓄預金・金融債にかかる準備預金積立義務を免除

1. スイス国民銀行は8月26日、準備預金の対象となる国内債務から貯蓄預金(Spareinlage、Deposithefte、Einlagehefte)および金融債(Kassenobligation)を除外し、8月末積立て分以降実施する旨決定、発表した。
2. 本件に関する同行筋のコメント要旨は次のとおり。
「本措置は、ここ数か月来貯蓄預金、金融債による中長期資金の吸収がかなりの不振を続け、銀行によっては残高の減少すらみられ、住宅抵当貸付等の中長期金融が必ずしも円滑に進まなくなっていることに対処して、貯蓄預金、金融債の比重が高い金融機関について重点的に資金繰り緩和を図ることとしたものであり、引締め政策の変更を意味するものではない。なお、本措置により解除される金額は約1.5億スイス・フラン(対国内債務準備預金7.6億スイス・フランの約2割)である」。

◇スペイン銀行、公定歩合を引上げ

スペイン銀行は8月10日、公定歩合の1%引上げ(6.0→7.0%)を決定、即日実施した。

本措置は、最近における物価の騰勢(7月は年率16%を上回ると伝えられる)や貿易収支の赤字幅拡大(3月467→4月757→5月827各百万ドル)などに対処するとともに、海外金利動向をも勘案してとられたものとみられる。

◇スウェーデン、公定歩合を引上げ

スウェーデン中央銀行は8月15日、公定歩合を1%引き上げ7.0%とし、16日から実施することを決定した。

同国では、このところ貿易収支の悪化ならびに国内金利の相対的低水準に伴う短資流出の増大から外貨準備の減少が目だっていた(4~7月間27億クローネ減少、7月末残高80億クローネ)。今次引上げは、こうした事態に対処するために、国内金利上昇を通じ企業の外資導入意欲を喚起することを主たるねらいとしたものである。なお、本措置は同時に物価上昇の抑制効果(現行付加価値税軽減措置が9月中旬に期限切れとなる)をも考慮したものとみられている。

◇南アフリカ、公定歩合を引上げ

南アフリカ準備銀行は8月13日、公定歩合の0.5%引上げ(7.5→8.0%)を発表し、翌14日から実施した。

本措置につき同行では、「国際収支の改善およびインフレーション抑制をねらいとしたもの」と説明している。

アジアおよび大洋州諸国

◇韓国、支払準備率を引下げ

韓国銀行は8月1日、金融機関の支払準備率を次のとおり引き下げた(単位・%)。

商業銀行	改訂後	改訂前
要求払預金	19	22
定期性預金	15	18
農業協同組合・同中央会		
要求払預金	16	19
定期性預金	13	16

今次措置は、輸出成約の不振や設備投資の減退に伴う景気の過度の落込みを防止するため実施されたものとみられている。

◇韓国、1~6月中の外国人投資状況を発表

韓国経済企画院がさる7月発表したところによると、74年1~6月中の外国人投資(認可実績)は122件、89百万ドルと前年同期に比べて件数(-8.3%)、金額(-46.2%)とも減少、とくに投資金額はほぼ半減している。これは、

韓国の外国人投資認可の内訳

(1) 投資国別内訳

(単位・百万米ドル)

	1972年		1973年		1974年 1~6月		1974年6 月末累計	
	件	百万	件	百万	件	百万	件	百万
日本	154	77.6	360	295.2	108	69.6	733	467.6
米国	18	29.7	16	12.6	11	17.6	117	185.2
西ドイツ	3	3.8	1	0	1	0.7	10	9.4
オランダ	—	—	—	—	1	1.1	3	7.4
パナマ	1	0	—	—	—	—	8	7.3
その他	4	2.2	5	6.3	1	0.1	62	16.8
計	180	113.3	382	314.1	122	89.1	933	693.7

(2) 業種別内訳

(単位・百万米ドル)

	1974年1~6月		1974年 6月末累計	
	件	百万	件	百万
繊維	13	28.2	102	135.1
電気製品・電子部品	39	18.1	200	112.5
輸送用機器	3	10.3	13	39.8
石油	2	8.3	6	41.2
ホテル・観光	2	2.7	26	125.1
その他	63	21.5	586	240.0
計	122	89.1	933	693.7

大宗を占める日本からの投資が繊維産業、ホテル・観光業等を中心に急減した(70百万ドル、前年同期比-56.2%)ことによるものである。

なお、日本等からの投資減少の背景としては、①日米両国の景気低迷に伴う輸出環境の悪化(昨年までは輸出向け軽工業への投資が多かった)、②日本人観光客の減少などによるホテル・観光業の不振、③金融引締め下にある日本企業の投資資金調達困難化、などが指摘されている。

◇南ベトナム、為替レートを切下げ

南ベトナムは、国際収支の悪化に対処して7月5日の切下げ(8月号「要録」参照)に続き、7月19日(1米ドル=630→640ピアストル)、8月23日(同640→655ピアストル)の2回にわたり為替レートを切り下げた(切下げ率通計3.8%)。また、米国援助物資の輸入については特別補助金(注)が1米ドル当り60ピアストルに据え置かれたため、実効レートは1米ドル=595ピアストル(従来570ピアストル)となる。

なお、今回の措置により年初来の一般レート切下げは8回、通計切下げ率は16.0%(前年同期3回、通計7.0%)となった。

(注) 米国援助物資を低廉な価格で国内に供給するため、政府が輸入業者に対し輸入決済時に交付する補助金。

◇インドネシア、第2次経済開発5か年計画を発表

インドネシア政府は本年4月、第2次経済開発5か年計画(1974年4月～79年3月)を発表した。同計画は国民生活の向上と所得分配の公正化を指向し、重点目標として、①食糧の自給化達成、②資源加工・消費財産業にわたる工業化の推進、③インフラストラクチャの整備、④雇用機会の増大、などを掲げている。

同計画に示された経済成長、貿易見通し等の概要次のとおり。

(1) 経済成長

計画期間中の石油収入を年平均1兆2千億ルピア(約29億ドル)と見込み、これをてこに開発投資を活発化し、年率7.5%の実質成長を達成する。

イ. 農業……多収穫品種の普及、かんがい設備の拡充などによる米の増産(74年度15百万トン→78年度18百万トン)を主軸として食糧の自給化を図る。あわせて果物、野菜、食肉、卵等の増産を進め、食生活の改善に資する。

ロ. 工業……石油、非鉄、ゴム、木材等の資源を活用して輸出向けの加工工業を育成するとともに、食

品、繊維、肥料、セメント等輸入代替工業等の振興にも努力する。

ハ. 鉱業……原油の増産(74年度1.4百万バレル/日→78年度2.0百万バレル/日)と並行して積極的な探査・探鉱活動を行う。また天然ガスの開発、すず・ニッケル鉱石等の増産を図る。

インドネシアの実質GDP成長目標

(年率・%)

		1974～78年度 目 標	(参考) 1969～ 72年度実績
G	D P	7.5	7.0
農	業	4.6	2.8
鉱	業	10.1	15.6
工	業	13.0	10.5
建	設 業	9.2	23.2
運	輸・通 信	10.0	8.9
そ	の 他	7.7	9.5

(注) 年度は当年4月から翌年3月まで。

(2) 貿易収支

輸出は石油、木材、ゴムを中心にかんがりの増勢(75～78年度平均10.8%)を持続するものの、輸入が開発の進展に伴う資本財、中間財の増加を主体に輸出を上回るテンポ(同12.5%)で増加するため、貿易収支は75年度以降4～6億ドルの赤字を続けるものと見込み、外国援助、民間外資の導入によりこれを補てんする計画。

インドネシアの貿易収支見通し

(単位・億ドル)

	1974 年度	1975 年度	1976 年度	1977 年度	1978 年度
輸 出	44.8	48.1	52.0	58.5	67.5
(うち 石油)	(24.4)	(25.5)	(27.2)	(30.6)	(36.0)
輸 入	44.5	51.6	57.5	64.0	71.2
貿易収支	0.3	-3.5	-5.5	-5.5	-3.7

(3) 資金調達

上記計画にかかる総投資額は11兆4千億ルピア(約275億ドル)に上るが、資金調達面では、①石油収入を主体とする政府資金(4兆2千億ルピア—約101億ドル)が民間資金(4兆ルピア—約96億ドル)を若干上回っているほか、②海外資金(3兆2千億ルピア—約78億ドル)に対する依存度(28%)が第1次計画(同84%)に比べ著しく低下している点が特徴的(政府開発予算に占める外国援助のウエイトも前回計画の58.7%から今次計画では20.1%に低下)。

インドネシアの資金調達計画

(単位・十億ルピア)

	1974年度	1975年度	1976年度	1977年度	1978年度	1974～78 年度計	構成比 (%)
国内資金	881	1,322	1,596	1,931	2,453	8,183	71.7
うち政府部門	402	780	850	978	1,184	4,194	36.8
民間部門	479	542	746	953	1,269	3,989	34.9
海外資金	564	578	684	709	697	3,232	28.3
合計	1,445	1,900	2,280	2,640	3,150	11,415	100.0

(2) 加盟国……イスラム教国蔵相
会議加盟24か国(注)(同会議加盟
国のうちリビアなど一部は態度
保留)

(3) 授権資本……20億 Islamic
Dinar (SDRと等価)

(4) 加盟国による目下の出資承諾
額……7.5億 Islamic Dinar

(5) 本店所在地……ジエダ

(6) 総裁……Abdul Rahman
マレーシア前首相

(7) 業務開始……上記出資承諾額の50%の払込み完了次
第(74年末ごろの予定)

(注) イスラム開発銀行加盟24か国は次のとおり。

(1) アジア4か国…マレーシア、インドネシア、パキスタン、バン
グラデシュ。

(2) 中東9か国…サウジアラビア、クウェート、カタール、アラブ
首長国連邦、ヨルダン、レバノン、ノース・イエ
メン、オマーン、トルコ。

(3) アフリカ11か国…アルジェリア、モロッコ、チュニジア、エジ
プト、スーダン、ソマリア、チャド、ニジェ
ール、マリ、モーリタニア、セネガル。

◇インド、増税措置を発表

インド政府は7月31日、インフレ抑制をねらいとして
次のような増税措置を実施する旨発表した。

(1) 貸出利子に対する利子所得税の新設

商業銀行の新規貸出分(8月1日以降)の利子に7%
課税する(これにより、従来平均14%の貸出利率は実
質1%程度上昇)。

(2) 譲渡所得税の控除率引下げ

土地、建物等の譲渡所得にかかる所得税について、
控除率を35%から25%に引き下げる。

(3) 物品税の引上げ

セメント、銑鉄、銅、亜鉛等にかかる物品税を2～
4割方引き上げる(セメント25→30%、銑鉄トン当り
50→70ルピーなど)。

同国では、最近公定歩合の引上げ(7月22日)、賃金等
の一部強制貯蓄の導入(7月6日)などによってインフレ
対策を強化しており(8月号「要録」参照)、今次措置も
その一環をなすものであるが、今回の増税について当局
は、インフレ心理の高まりを税制面からも厳しく抑制す
る必要があるためと説明している(チャバン蔵相)。

なお、政府は本措置により74/75年度(74年4月開始)
内に13.6億ルピーの増収を見込んでいるものの、政府の
食糧輸入増大、公務員給与引上げなどに伴う支出増加に
は及ばず、財政赤字幅は当初予算の12.6億ルピーを上回
る公算大とみられている。

◇イスラム教国蔵相会議、イスラム開発銀行の設立協定
を採択

イスラム教国蔵相会議(サウジアラビアのジエダで開
権)は8月12日、イスラム開発銀行(Islamic Development
Bank)の設立協定を採択した(3月号「要録」参照)。

同開発銀行の概要は次のとおり。

(1) 目的……イスラム教国の経済開発と各国間の経済協
力の推進(当面は非産油イスラム教国に対し条件の緩
やかな資金を供与)

◇豪州、支払準備率を引下げ

豪州準備銀行は8月27日、商業銀行の支払準備率を
5.5%から5.0%に引き下げ、29日から実施する旨発表し
た。

今回の措置は、最近の企業金融のひっ迫、失業率の上
昇などに対処してとられたものとみられており、同行で
は金融引締め基調を維持する必要はあるが、商業銀行が
必要不可欠な資金需要に貸し応ずることを支援するた
めのものと説明している。

なお、今次引下げにより同行は6月来すでに6回にわ
たって通計4%の引下げを実施したこととなり(7月号、
8月号「要録」参照)、現在の支払準備率の水準は60年
来の最低である。

◇豪州、緊急インフレ対策を発表

豪州政府は7月23日、財政措置を中心とする緊急イン
フレ対策を発表した。その概要、次のとおり。

(1) 公共料金および租税の引上げ等

イ、郵便・電話料金の引上げ(18～36%、即日実施、
これによる75年度<74年7月～75年6月>増収見込
み145百万豪ドル)

ロ、酒・たばこ消費税の引上げ(即日実施、75年度増
収見込み100百万豪ドル)

ハ、capital gains tax の新規導入(9月作成予定の75
年度予算から導入、詳細未発表)

(2) 財政支出の削減

イ. 政府が渡航費を支給する移民の削減(74年度5万人→75年度4万人)

ロ. 児童手当制度の完全導入(75年度予算130百万豪ドル)を翌年度に延期(ただし、暫定予算への計上分34百万豪ドルは75年度中に支出)

ハ. 年金受給資格審査(注)(means test)の一部廃止を75年4月以降に延期(75年度支出減少見込み43百万豪ドル)

(3) 失業者に対する給与保障等

当局の経済政策の影響を受けて失業した者に対し、過去6か月の平均給与を半年間支給する(ただし、昨年7月の関税25%引下げの影響による失業者に対しては、支給期間を12か月から18か月に延長)とともに、職業訓練および就職のあっせんを行う。

今回の措置は、昨年来の金融引締め等にもかかわらずインフレが高進しており(本年4~6月の消費者物価前年同期比+14.5%)、また本年6月ごろから失業率も上昇していることに対処したもので、本措置の発表に際してクリーン蔵相は、「これによって物価上昇が急速に鎮静化するとはみられないが、これが賃金交渉の背景となる経済情勢に好影響を与えることから、間接的にコスト圧力を軽減することになろう」と述べている。

(注) 年金受給資格者の資産および所得の審査。これによって年金支給額が算定される。この審査が廃止されると、資格者は資産、所得の多寡にかかわらず最高額が支給される。上記措置は、70~74歳の資格者の審査廃止を延期したものの。

◇ニュージーランド、1974年度予算案を発表

ニュージーランド政府はさる5月30日、1974年度(74年4月~75年3月)予算案を発表した。本予算案についてローリング蔵相は、輸出振興等による経済活動の活発化とインフレ圧力の減殺という二つの目的のバランスのとれた達成をねらったものと説明している。予算規模、主要施策は次のとおり。

(1) 予算規模

歳出は、一般行政費等の伸びを極力抑えながらも、産業振興・運輸通信施設費等を大幅に増額し、前年度比18.8%増(前年度は対前々年度比17.4%増)の3,129百万NZドルを計上する一方、歳入は、所得税等の増収を中心に前年度比24.2%増(前年度は同17.9%増)の2,970百万NZドルを予定している。この結果、財政赤字幅は前年度比3割方縮小するものと見込まれている。

(2) 主要施策

イ. 産業・輸出振興策

(イ) 企業の設備投資に対して、最初の1年に次のと

おり大幅な減価償却(従来は普通償却と10%の追加償却)を認める。

	首都圏(注)	首都圏以外の地区
新規設備	40%	60%
中古々	30	50

(注) 首都圏とはオークランド・ウェリントン地区。

(ロ) 輸出貢献企業(輸出比率40%以上)に対する政府補助制度(設備資金の40%を限度として補助金を支給—前年度から工業について導入)を農業・園芸関係の輸出業者にも適用する。

(ハ) 輸出貢献企業に対する Rural Banking & Finance Corporation の融資は、1件当たり10~100千NZドルの設備資金に限り最初の5年間無利子とする。

(ニ) 農家に対する Rural Banking & Finance Corporation の融資限度を次のとおり引き上げる。

一般農家	5→45千NZドル
牧羊農家	15→65千々

ロ. 社会保障の拡充

(イ) 年金支給額を次のように増額する(7月3日から実施)。

夫婦	40.7→44.7 NZドル(週当たり)
独身者	24.5→26.85 々 (々)

(ロ) 年金制度の改正により、65歳以下で死亡した者の被扶養者に対し一時金1,000NZドル、その子供に対し1人500NZドル(3人が限度)を支給する(75年4月から実施)。

ニュージーランドの1974年度予算

(単位・百万NZドル)

		1973年度 実 績	1974年度 予 算	前年度比 (%)
歳 出	一般行政費	297	312	5.2
	国防費	139	156	12.1
	教育費	440	505	14.7
	産業振興費	150	222	48.0
	運輸・通信施設費	169	217	28.8
	社会保障費	647	765	18.2
	医療費	401	467	16.4
	その他とも計	2,634	3,129	18.8
歳 入	所得税	1,698	2,100	23.7
	関税・物品税	444	520	17.2
	その他とも計	2,391	2,970	24.2
収支じり(△印赤字)		△ 243	△ 159	—

(注) 会計年度は当年4月から翌年3月まで。

(イ) 労働者と自家営業者の年金基金積立、生命保険料支払につき、1,000NZドルまたは収入の10%を限度として課税を免除する(75年4月から実施)。

(ロ) 74年度の住宅建設目標を5,500戸に増やし(前年度目標2,000戸)、低利(3%)の住宅資金借入れに関する所得制限を緩和する(週給60→70NZドル)。

ただし、インフレ抑制の見地から1,500平方フィート以上の住宅、商業ビルの建設は18か月間禁止する。

ハ. 対外援助の拡大

東南アジア、太平洋諸国との経済関係の緊密化に配慮し(英連邦特惠の喪失等が背景とみられる)、74年度の政府開発援助は44百万NZドルと前年度比76%方拡大する(対GNP比率の目標0.5%)。

共産圏諸国

◇ソ連、日本と第2次極東森林資源開発に関する基本契約に調印

第2次極東森林資源開発の基本契約は7月30日、マクラーフ・ソ連木材輸出公団総裁と河合良一日ソ経済委員会木材委員長との間で調印された。同契約の概要は次のとおり。

- (1) 日本側が総額550百万ドル相当の円建バンク・ローン(うちローカル・コスト分50百万ドル)を供与する。
- (2) 同資金により、ソ連は75～78年の4年間に日本から開発に必要な機械、資材、船舶等を購入する。

(3) ソ連は75～79年の5年間に、日本に対し1,840万立方メートルの木材(うち丸木1,750万立方メートル、製材品90万立方メートル)を供給する。

(4) 木材の価格については、毎年、日ソ両者間で協議する。

(5) 本契約は、日本輸出入銀行とソ連外国貿易銀行との間で結ばれる協定(注)の調印を待って発効する。

なお、本プロジェクトは、シベリア開発プロジェクトの一つとして68年以降5年間にわたって実施された極東森林資源開発プロジェクトの継続分であるが、前回分との相違点としては、①金融方式の変更(延払信用からバンク・ローンへ)、②借款供与額の大増(133→550百万ドル)、③木材引渡し量の増大(760→1,840万立方メートル)、などが指摘される。

(注) 両銀行間協定の内容はすでに合意済みで(4月22日 Protocol 交換)、条件は金利年6.375%(ただし船舶に対する融資分は8.0%)、償還期間は6年(最終機械、資材の船積み完了後。ただし船舶への融資分は引渡し後8年、ローカル・コスト分は資金供与後5年)。

◇ソ連ルーブルの公定為替相場の推移

最近におけるソ連ルーブルの公定相場の推移は別表のとおり(48年12月号「要録」参照)。なお、8月初のレートを本年初と比較すると、米ドル、フランス・フラン、日本円に対して切上げ、英ポンド、西ドイツ・マルクに対して切下げとなっている。

(注) ソ連では原則として毎月初に当該月中に適用される公定為替レートを発表。

ソ連ルーブルの公定為替相場の推移(1974年1月以降)

(単位・ルーブル)

	1月初	2月初	3月初	4月初	5月初	6月初	7月初	8月初	ソ連ルーブルの切上げ率(△は切下げ)
米ドル(100ドル当り)	75.36	79.00	77.00	76.00	74.75	74.61	75.25	74.61	1.0%
英ポンド(1ポンド当り)	1.64	1.72	1.78	1.82	1.78	1.78	1.78	1.78	△ 7.9
フランス・フラン(100フラン当り)	16.69	15.19	16.04	15.97	15.50	15.32	15.36	15.65	6.6
西ドイツ・マルク(100マルク当り)	28.79	27.95	29.06	29.90	30.00	29.80	29.40	29.40	△ 2.1
日本円(1,000円当り)	2.67	2.63	2.74	2.76	2.70	2.68	2.65	2.55	4.7

資料：エコノミクスカーヤ・ガジュエタ紙。